

平成29年第3回長与町議会定例会会議録(第6号)

招集年月日 平成29年 9月 5日  
本日の会議 平成29年 9月25日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君  
課 長 補 佐 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君  
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君  
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君  
住 民 福 祉 部 長 森川 寛子 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君  
健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君 水 道 局 長 濱 伸二 君  
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君  
教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君 秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君  
総 務 課 長 山本 昭彦 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君  
地 域 安 全 課 長 山口 功 君 政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君  
財 政 課 長 田中 一之 君 税 務 課 長 荒木 秀一 君  
収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君 土 木 管 理 課 長 日名子達也 君  
産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君 福 祉 課 長 細田 愛二 君  
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君 住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君  
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君 介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君  
水 道 課 長 山口 新吾 君 下 水 道 課 長 山崎 禎三 君  
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君 情 報 管 理 室 長 堀池 英二 君

会議録署名議員

11番 喜々津 英世 議員

12番 山口 憲一郎 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 13時57分

平成29年第3回長与町議会定例会  
議事日程（第6号）

平成29年 9月25日（月）  
午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	50	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	※総文
2	51	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
3	52	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
4	53	平成29年度長与町一般会計補正予算（第2号）	※総文
5	54	平成29年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	※総文
6	55	平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※産厚
7	56	平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※産厚
8	57	平成29年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※産厚
9	58	平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	※産厚
10	59	平成29年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）	※産厚
11	60	平成29年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	※産厚
12	61	平成28年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総文
13	62	平成28年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※総文
14	63	平成28年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
15	64	平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
16	65	平成28年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
17	66	平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚

※付託された委員会





## ○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。22日までの委員会審査、お疲れさまでした。

会議に入る前に長崎新聞より写真撮影の申し込みがありましたので、許可しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから本日の会議を開催いたします。

まず日程第1、議案第50号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例、日程第2、議案第51号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

## ○10番（岩永政則議員）

皆さんおはようございます。それでは御報告をいたします。9月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査の結果について、会議規則第41条の規定により報告を申し上げます。

審査日につきましては、9月11日に全委員出席のもと、説明員として荒木総務部長、山本総務課長その他関係職員の出席を求め審査を行いました。提案理由及び主な内容としましては、長与町在宅医療介護連携推進協議会及び長与町認知症初期集中支援チーム検討委員会を附属機関として新たに追加するものでございます。

本議案は、介護保険に係る地域包括ケアシステムの構築に向け、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう介護予防、生活予防など、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて関係者の連携を推進するためのものでございます。委員の構成はそれぞれ20人以内、任期は2年とするものでございます。附則として施行日を公布の日から施行するというところでございます。以上の説明がございました。

主な質疑として、1つには在宅医療のそれぞれのニーズに合った展開が求められるが、住民側のニーズや地域の問題等の把握、啓発はどうしているのかとの問いに対しまして、今年4月から地域包括ケアコーディネーターが2人配置されていて相談者として回っている。その中で聞こえてくる声と在宅医療介護連携推進協議会では、住民代表の民生委員、その他コミュニティ代表2人が対応をする。啓発につきましては、現在、部会を作ってどういった啓発を行ったらいいのか問題点等を抽出をしている。最終的にはコミュニティを通じ利用者には啓発を行っていくとのことでございました。また、今回の提案より早く諫早市等では27年8月に立ち上げている。委員については、医療関係者や介護関係者の名称ではなく、具体的に医師会等の名称で明記しているが遅れているのか。また、市と町では対応の仕方に特例等があったのかとの問いに対しまして、県内では遅れている。今年度から県がヒアリング等を行っている。進んでいる市町もあり、本町は立ち上がりが遅れているが、住民主体というキーワードのもとコアとなるメンバーで、

西彼杵医師会の積極的な支援で準備から立ち上げてきた。目標は2025年で着実に進んできているとのことでありました。主な質疑は以上のとおりでありまして、慎重に審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第51号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、同じ9月の11日、委員全員出席のもと、説明員として荒木総務部長、山本総務課長、その他関係職員の出席を求め審査を行ってまいりました。提案理由、主な内容としましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償について新たに追加するものであります。別表の町長の部に長与町在宅医療介護連携推進協議会及び長与町認知症初期集中支援チーム検討委員会の報酬額を新たに加えるものである。附則としては、施行日を公布の日から施行する。以上の説明がありました。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

#### ○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第50号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第51号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第50号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第51号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第51号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第3、議案第52号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいま議題としております議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

#### ○9番(西岡克之議員)

おはようございます。それでは報告をさせていただきます。産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査の結果について御報告いたします。

審査日といたしましては、平成29年9月11日、委員全員出席のもと、説明員としては、森川住民福祉部長、村田こども政策課長、その他関係職員の同席のもと審査をいたしました。提案理由の説明としましては、子育て世代の経済的援助を図るため福祉医療費の支給対象を中学生までの入院費について拡大するとともに、母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法施行令の一部の改正に伴う条文の整備と所要の改正を行うものでございますとの説明を受けました。対象拡大の部分については平成29年10月1日から施行するというところでございます。主な質疑といたしましては、今回、入院に限って中学卒業まで拡大した経緯はということに対しまして、拡大対象に向け検討してきたが、一定の目途がついたためという答弁がありました。また、施行日が10月1日となった理由はなぜかということに対しまして、予算決議後システム改修に1か月ほど時間を要することと、近隣市町とも足並みをそろえたことによるという答弁がなされました。

以上のような答弁がなされまして、慎重に審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上でございます。

#### ○議長(内村博法議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第52号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第52号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

河野議員。

#### ○14番(河野龍二議員)

ただいま議題となっております議案第52号について賛成討論を行います。本議案は、福祉医療費助成を入院に限り中学校卒業まで拡大する提案であり、これまで私自身、また同僚議員からもこの福祉医療の拡大の提案がされ続け、その提案に応える内容であり、評価するとともに賛成するものであります。しかしながら県下の自治体では既に通院にあって中学校卒業まで拡大されている自治体が多数であり、こうした状況を踏まえる



と、1日も早い通院にあっても中学校卒業までの拡大が望まれます。また、このような福祉医療の拡大は子育て世代の大きな要望であります。さらに償還払いから現物給付への移行も今後の課題であります。以上の内容も強く要望し、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第52号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第53号平成29年度長与町一般会計補正予算（第2号）、日程第5、議案第54号平成29年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○10番（岩永政則議員）

それでは御報告をいたします。議案第53号平成29年度長与町一般会計補正予算（第2号）につきましては、9月11日、委員全員出席のもと、説明員として荒木総務長以下関係部長、課長の出席を求め審査を行いました。

主な提案理由としましては、今回の補正は歳入歳出それぞれ4,363万9,000円を追加し、補正後の総額を122億7,936万5,000円とするものであります。以下、金額については減額以外は増額となっております。

歳入の主なものにつきましては、9款地方交付税では交付税確定に伴う予算未計上分1億5,583万6,000円、17款繰入金では駐車場事業特別会計181万5,000円、2項基金繰入では財政調整基金への繰戻し1億6,000万円を減額、18款繰越金では財源調整として1,566万8,000円、20款町債では消防施設整備に係る起債及び臨時財政対策債2,843万3,000円、一方、歳出の主なものとしましては、2款総務費では住民基本台帳システム等の改修に係る電算システム運用開発委託料1,200万円、3款民生費では子ども医療費増額分並びに対象年齢を入院のみ中学生まで拡大する医療費増額分1,131万8,000円、4款衛生費では長与町健康ポイント制導入に向けたシステム開発関連経費204万2,000円、長与・時津環境施設組合負担金の増額分434万1,000円、6款農林水産業では百合野地区農道の地積測量図等作成業務委託料390万円、8款土木費では百合野踏切改修工事の増額分200万円、

長与港改修工事の地元負担金124万6,000円、公園遊具整備費300万円、岡町営住宅長寿命化調査設計委託料119万7,000円、地方債補正では消防施設整備事業2,660万円、臨時財政対策債5億1,253万3,000円とする限度額の変更であります。以上の説明がございました。

主な質疑として、地域安全課所管では、インターネット接続料の内容はどのようなものかの問いに対して、防災無線のデジタル化が1月完了し、新たな防災メール等を運用開始しているが、庁舎内ネットワークを利用している関係で、防災システムを単独で行うことでセキュリティ強化を図りたいということでございます。また、避難所標識整備工事費については、現在も標識が設置されているが新たに整備することなのかとの問いに対して、昨年までは26か所、今回は長与町役場が今年度防災会議で避難所に追加承認されたので役場に設置した。合計27か所になるということでございます。

財政課所管では、普通交付税について当初予算の見込額と実際の確定金額の状況はどうかの問いに対して、18億円が普通交付税で4,000万円が特別交付税で当初予算に計上していた。7月初旬に普通交付税の算定会議で決定し、実際現金で交付される分は19億5,583万6,000円で、今回の差額分1億5,583万6,000円を計上している。歳入は多めに見積もると危ないので18億円で例年計上している。

健康保険課所管では、30年から新規事業に向けての健康ポイント制でインセンティブを獲得することの詳細内容は何かという問いに対しまして、直訳するときかけという言葉になる。いろいろな健康づくり事業をこれまで行っているが、健康まつりやヘルシーウォーキングなど意識の高い固定層が多く、ポイント制にすることで無関心層の取り込みを行っていききたいとのことでございます。また、健康ポイント制において医療費削減の効果は検討されているのかの問いに対して、国の6市連携事業の特区内で社会調査している。1人当たり4万7,000円の医療費削減の実績があった。本町では1万円ぐらいの医療費の削減をねらって効果判定をしていきたい。まずは健康寿命を延ばすことが最大の目的で、そのきっかけをつくるのがポイント製の趣旨である。

産業振興課所管では、農道百合野線で未登記の11筆の地権者は何人いるのかの問いに対して、地権者は4人いるということでございます。それからまた4人の地権者の方は、いろいろな理由で未登記になっていると思うが、死亡等で相続人からの同意がなかったり、抵当権設定等で登記できなかった理由はあると思うが、今現在、地権者4人の登記簿謄本等を確認されてどういった問題があるのか、この問いに対しまして、早い契約は昭和60年3月20日で、抵当権については当時はなかったと確認している。このような結果になっているが、原因がよく分からないまま現在に至っているとのことでございます。

土木管理課所管では、百合野踏切部分の歩道をアスファルトからゴム製に変更するが、他の踏切は今後ゴム製の踏切になっていくのかの問いに対して、雨天時に滑りやすいことから今後JRの踏切工事で改良があるときは、歩行者の安全確保を含めて、JRの方

もゴム製に変更を考えているとのことでございます。

主な質疑は以上のとおりであり、慎重に審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号平成29年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、同じ9月11日、委員全員出席のもと、説明員として荒木総務部長、井川契約管財課長、その他関係職員の出席を求め審査を行ってまいりました。

提案理由の主なものとして、今回の補正は歳入歳出それぞれ181万5,000円を追加し、補正後の総額を885万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、2款繰越金では平成28年度駐車場事業特別会計決算の剰余金181万5,000円、一方歳出の主なものにつきましては、1款の総務費では一般会計繰出金181万5,000円。以上の説明がございました。

主な質疑として、繰越の181万5,000円は駐車場事業特別会計の利益だが、一般会計へ繰出しを行っているが、将来の工事に備えて等、基金として積立ての考えはないのかの問いに対しまして、人件費もかかる事業であり見直しながらやっていきたい。駐車場自体も今から先、考えていく事業と思う。また、人件費のことは5年ぐらい前の委員会では、雇用対策の1つであり雇用を考えた見解であった。人件費がかかるとの逆の答弁だが時代とともに考えが変わっているのか、この問いに対しまして、いろいろな意見を聞いている。現在、雇用も大事だが、財政改革も大事。そこはひとつ考える点だと思う。以上の答弁がございました。

主な質疑は以上のとおりであり、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告を終わります。

#### ○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず議案第53号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に議案第54号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第53号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第53号平成29年度長与町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案とおりの可決されました。

次にこれから議案第54号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第54号平成29年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第55号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第7、議案第56号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第8、議案第57号平成29年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)、日程第9、議案第58号平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、日程第10、議案第59号平成29年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)、日程第11、議案第60号平成29年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

#### ○9番(西岡克之議員)

それでは引き続き御報告させていただきます。議案第55号長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、審査日は29年9月13日、委員全員出席のもと説明員として中山健康保険部長、志田健康保険課長、その他関係職員同席のもと審査をいたしました。

提案理由の説明では、歳入歳出それぞれ363万8,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ48億5,407万3,000円とするもの。内容は30年度から実施される国保都道府県化に伴うシステム改修費として国庫補助金32万4,000円の増額計上、県補助金である特別調整交付金52万9,000円は平成30年度から実施予定の健康ポイント制度に係る消耗品費等の増額計上、28年度決算に伴う繰越金278万5,000円の増額計上との説明がありました。

主な質疑として、健康ポイント制度について内容はどうかという質疑に対しまして、健康づくりを目的に対象者は20歳以上、基本的に歩くことによってポイントを貯めて健康へのインセンティブを獲得してもらう制度で、今後、詳細を詰めていくという答弁がなされました。

主な質疑は以上のとおりでございまして、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第56号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について御説明させていただきます。

審査日は29年9月13日、委員全員出席のもと説明員として、中山健康保険部長、志田健康保険課長、その他関係職員同席のもと審査をいたしました。提案理由の説明といたしまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ63万5,000円を追加し、補正後の予算総額を4億6,548万3,000円とするもので、平成28年度決算に伴う繰越額の確定と広域連合納付金の確定によるものとの説明がございました。

主な質疑といたしまして、歳出の広域連合納付金はこの時期に確定するのかという問いに対して、29年の4、5月に入金された保険料は一度町に入金されて29年度予算に繰越しをした後に、29年度予算で広域連合に納付するとの答弁がありました。

主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号平成29年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件について御報告をいたします。

審査日は29年9月11日、委員全員出席のもと、説明員として中山健康保健部長、辻田介護保険課長、その他の職員同席のもと審査をいたしました。提案理由の主な説明では、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,953万4,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ33億6,937万8,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ1,258万円を追加して、補正後の総額を3,658万8,000円とするものという説明がございました。

主な質疑として、認知症初期集中支援チーム検討委員会の立ち上げにかかる準備委員会に予算を計上しているが、メンバー構成と支援チームの役割はという質疑に対して、メンバーは医師会、ケアマネ、介護事業所、民生委員、保健所関係で7名を予定している。役割としては、地域で認知症あるいは認知症の疑いがある方のサポートをチームで総合的に行うこと想定しているとの答弁がございました。

主な質疑は以上のとおりで慎重に審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第58号平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件について御報告いたします。

審査日といたしましては、平成29年9月11日、委員全員出席のもと、説明員として、緒方建設産業部長、松邨建設産業部理事、その他関係職員同席のもと審査をいたしました。提案理由の説明といたしまして、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ333万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,756万8,000円とするもので、平成28年度決算に伴う繰越金333万2,000円を全額県事業

委託料として計上するものでありましたとの説明がありました。

主な質疑といたしまして、一般会計に戻さずに繰り越した理由はどうかということで、答弁といたしまして、保留地処分金については一般会計に戻しているが、事業費についてはそのまま翌年度に繰越して、事業の進捗を図っているとの答弁がなされました。

慎重に審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第59号平成29年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）の件について御報告いたします。審査日は平成29年9月12日、委員全員出席のもと、説明員として濱水道局長、山口水道課長、その他関係職員同席のもと審査をいたしました。

提案理由の説明といたしまして、債務負担行為として長与町浄水場運転業務管理委託及び長与川流量観測業務委託の2件を追加するもので、浄水場運転管理業務については契約方法の変更を含め3年契約に見直すもので、期間は平成30年度から平成32年度までの3年間、限度額は3億6,000万円を予定している。長与川流量観測業務委託については、長与川の年間を通じた流量を観測し、今後の水利権増量可能性を判断するために実施するもので、期間は平成30年度まで、限度額は800万円を予定しているとの説明がございました。

主な質疑といたしまして、今回見直しによる限度額が現行より高くなっているのはなぜかという質疑に対しまして、労務単価が据え置かれこれまで低く抑えられていた。積算基準に基づいた労務単価の採用により積算上高くなっているとの答弁がなされました。他にメリットはという質疑に対しまして、業務全体の見直しと3年契約にすることにより、長期的視野で業務の効率化ができると考えているとの答弁がなされました。

主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして議案第60号平成29年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。審査日は平成29年9月12日、委員全員出席のもと、説明員として濱水道局長、山崎下水道課長、その他関係職員の同席のもと審査をいたしました。

提案理由の説明では、現行の債務負担行為に長与浄化センター維持管理委託を追加するもので、契約方法の変更を含め3年契約に見直すもので、期間は平成30年度から平成32年度までの3年間で、限度額は5億8,502万7,000円を予定しているとの説明がありました。

主な質疑として、浄化センター維持管理委託の見直しについて選定業者はどのようにするのかとの質疑に対して、予算決定次第に公募の形をとりながらさまざまな可能性を模索するとの答弁がなされ、総合評価方式など取り入れた形を考えているのかという質疑に対し、技術評価の提案なども取り入れた形での公募型プロポーザル方式も考えているとの答弁がなされました。

主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。まず議案第55号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第56号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第57号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第58号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第59号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第60号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第55号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第55号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次にこれから、議案第56号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第56号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第57号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論は終わります。

これから日程第8、議案第57号平成29年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次にこれから議案第58号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第58号平成29年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第59号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

河野議員。

#### ○14番（河野龍二議員）

ただいま議題となっています議案第59号について賛成の立場から討論いたします。

本議案は、これまで施設管理等の委託料を1社随意契約から入札契約に変更する債務負担行為であり、契約の透明性、公平性を明らかにすることから評価するものであります。委託料としては、これまでの随意契約との差額が大変大きくなります。先ほど委員長報告でもありましたように、これまでの契約内容から労務単価が低く抑えられていたという説明でありました。労務単価、人件費の問題は安価だから良い事業ができるとは限りません。正当な人件費は働く者の権利であります。人件費が正当に支払われることにより新たな経済効果に繋がると私は考えます。今後入札により委託料が確定されてきますが、良質な水の供給と同時に見直すべき経費は見直し、水道料の負担増とならない健全



な運営を行うことを要望して賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第59号平成29年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次にこれから議案第60号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

私は議案第60号に対して賛成の立場で討論します。今回の債務負担行為5億8,502万7,000円につきましては、長与浄化センター維持管理委託料として平成30年から32年までの3年間の契約補正であります。委託料につきましては10数年にわたり委員会において指摘をしてきた経緯があります。当委託先においては、昭和56年浄化センター開設以来、現在まで長きにわたり1社随意契約が行われてきました。会社自体は評価も高く大変素晴らしい会社と聞いていますが、1社であれば誤解を生じるおそれがあると感じます。また、競争原理、透明性の確保についても住民に対する義務であります。今回、プロポーザル提案型入札になるかと思いますが、安心安全の事業体制を求め賛成の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第60号平成29年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案とおり可決されました。

次に日程第12、議案第61号平成28年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、議案第62号平成28年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

#### ○10番（岩永政則議員）

それでは御報告をいたします。議案第61号平成28年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月12日から20日まで委員全員出席のもと、説明員として、荒木総務部長以下部長、課長の出席を求め審査を行いました。

提案理由の主なものとしましては、歳入につきましては、歳入済額131億4,954万5,566円、不納欠損額は1款町税、12款使用料及び手数料合わせて376万7,736円、収入未済額は4億4,738万9,480円となっております。歳入の主なものとしましては、1款の町税では、調定額47億3,693万7,066円、収入済額45億7,959万1,187円、不能欠損額370万5,646円、収入済額1億5,364万233円、この町税の収入済額は、前年度比1億947万6,075円の2.44%の増額であります。町税の主なものとして、1項での町民税は収入済額24億5,900万3,586円、2項の固定資産税では収入済額14億8,504万149円、3項軽自動車税では収入済額9,752万4,400円、7項都市計画税では収入済額2億9,484万1,771円。9款地方交付税では20億4,346万6,000円、11款分担金及び負担金では調定額2億7,981万9,674円、収入済額2億6,950万6,247円、収入未済額1,031万3,427円、13款国庫支出金では調定額23億9,495万375円、収入済額21億3,021万8,730円、収入未済額2億6,473万1,645円でございます。これは個人番号カード交付事業補助金、年金生活等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金、保育所等整備交付金及び活力創出基盤整備総合交付金の4件分でございます。14款県支出金では、調定額8億6,351万1,742円、収入済額8億6,330万1,742円、収入未済額21万円、これは長崎県海洋漂着物地域対策事業補助金であります。17款繰入金では、収入済額4億707万4,861円は、財政調整基金、地域福祉ボランティア基金及び教育振興基金からの繰入れが主なものであります。20款町債では収入済額13億6,737万円。

一方歳出につきましては、支出済額123億9,677万1,022円、翌年度繰越額7億7,747万5,000円、不用額が3億7,696万5,978円。歳出の主なものとしましては、1款議会費では1億3,611万2,571円で前年度比8.8%減、2款総務費では12億2,240万2,239円で前年度比10.4%減、これは地方創生事業の減額が主な要因であります。3款民生費では49億2,853万5,543円で前年度比9.0%増、これは児童福祉費の保育所等整備交付金と新規認可保育園2園の増が主な要因であります。4款衛生費では8億9,986万6,367円で前年度比0.

7%減、6款農林水産業費は2億337万2,577円で前年度比10.2%増、8款土木費では17億64万4,255円で前年度比15.1%増、これは道路橋りょう費の橋りょう維持費及び都市計画費の街路事業費の増額が主な要因であります。10款教育費では11億9,412万8,254円で前年度比13.7%減、これは教育振興基金及び体育費の体育施設整備工事費、小学校費、中学校費、学校給食費の工事等の減が主な要因であります。12款公債費では12億7,290万3,831円で前年度比1.3%減、これは利子償還金の減額によるもの。以上の説明がございました。

主な質疑として部単位で2点ずつ上げておりますが、総務部所管では、昨年8月に長与北部地区コミュニティ運営協議会はNPO法人を設立をした。今後、町としては、各コミュニティがそれぞれ行政から離れた独立したNPO法人として活動していくのかとの問いに対しまして、長与北部地区コミュニティ運営協議会のNPO法人は独自で行った。町としてはコミュニティとして活動として捉えるが、各コミュニティのNPO法人化は考えていないとのことでございます。

企画財政部所管では、税務総務費11節消耗品について、予算は195万円で決算では1,039万円となっている。大幅に増加した理由は何かの問いに対しまして、税務課、収納推進課の決算額としては例年と同様である。産業振興課所管のふるさと納税給付金の返戻金等の予算が入り込んできているため増額をしている。また、徴税費の予備費及び流用増減で1,158万1,000円を使用している。計算すると2款の中での消耗品等と思うが、所管が違うことで情報の連携ができていないのではないのかとの問いに対しまして、税務課と産業振興課との情報交換等連携がとれていなかった。また、把握もしていなかったとのことございました。

建設産業部所管では、委託料で高い部分がある。公園清掃サイクルと作業内容について確認したいとの問いに対しまして、尻無川公園や八反田公園、中尾城公園等は毎日実施している。それ以外の公園については、月5回程度行っている。トイレの備品等の補充については、その都度作業員が補充している。また6月に行われた花いっぱい運動後、地区で雑草などの除去を行っているが、参加者は高齢者が多く、夏場は気候的にも厳しい状況にある。今後、多年草を考えていく時期に来ていると思うがとの問いに対しまして、花いっぱい運動については6月と11月に行っている。雑草の除去をするには暑い時期に来るので、時期的なものを今後考えていきたい。多年草については、昨年度、役場周辺に植えたがあまり効果がなかった。現在、川側に強い苗のポーチュラカで試行しているということです。

住民福祉部所管では、児童虐待について件数が27年と28年は21件となっているが、重篤なものやネグレクトなどの詳細は分かるかの問いに対しまして、21件の内訳は、身体的虐待12件、心理的虐待8件、ネグレクト1件、性的虐待ゼロ件で、重篤なものについては児童相談所に送致を行うなどしているとのことでございます。

教育委員会所管では、小学校、中学校において、要保護、準要保護の児童生徒数はど

のような傾向になっているのか、この問いに対しまして、28年度においては少し減少しているが横ばいである。要保護、準要保護は、27年度13.83%、28年度は13.01%となっているとのことでございます。また、ながよ検定については、基礎学力の定着化が主な要因と思うが、どのような効果が得られていると感じているかとの問いに対しまして、効果については直接分析調査していない。全国学力学習状況調査では、全国的なところから本町の位置が分かる。よい影響を与えていると考える。他市町から来た教職員がながよ検定があるということが、学力の基礎を作っていると聞いている。感覚的になるがそういったところの効果はあると考えているとのことでございます。

最後に健康保険部の所管であります。地域介護・福祉空間整備等交付金について、介護従事者の負担軽減と思うが、具体的な内容とどこの施設が対象なるのかとの問いに対しまして、ピープル長崎に対し交付した。介護ロボットの普及により、より働きやすい職場環境に介護従事者の確保と介護ロボット等を活用した高齢者見守り支援の実施により、介護離職者防止の補助であり、ベッド用の見守りセンサーマット3台分の補助とのことでございます。次に介護保険低所得者特別対策事業補助金は、負担軽減のために実施したときの分で利用実績がなかったから返済したとの説明がありましたが、当初は申請があつて計上していたが何らかの事情で取りやめたのか、それとも事前に計上していたのか、この経緯を聞きたいとの問いに対しまして、県事業で県の方で予算化しないと年度途中での利用者があつた場合に採択が難しいことなので、1人分として予算に計上していた。社会福祉法人が行うものであり、27年度、28年度は実績はなかった。主な質疑は以上のとおりでございます。

慎重に審議した結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に議案第62号平成28年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、9月11日、委員全員出席のもと、説明員として荒木総務部長、他課長、担当職員の出席を求め審査を行ってまいりました。

提案理由の主なものとしては、歳入については1款使用料及び手数料は809万4600円、2款繰越金では147万1,665円、歳入総額は956万2,225円で前年度比6.4%の増。歳出につきましては支出総額774万6,605円、不用額65万5,395円、歳入合計は前年度比3.1%増、実質収支は181万5,000円、以上の説明がございました。

主な質疑として、収入未済の債権者の人数と場所はどこかとの問いに対しまして、3万4,560円で嬉里駐車場分1人の4か月分とのことでございます。また、債務者は現在も利用しているのか、町外へ転出されていないのか。この問いに対しまして、現在も町内に在住している。滞納分が4か月続き、その後契約を取り消している。主な質疑は以上のとおりでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
まず議案第61号についての質疑ありませんか。  
質疑なしと認めます。  
次に議案第62号についての質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから議案第61号の討論を行います。  
まず反対討論ありませんか。  
堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第61号平成28年度一般会計決算の認定に反対の立場から討論を行います。28年度は福祉医療費助成の対象年齢を小学校卒業までに拡大をいたしました。また、児童虐待対策の拡大、教育分野では特別支援に関わる人員の増員配置など、議会や住民の要望に応えた施策が見られます。平成28年1月から教育振興基金条例が施行され、今回の決算書によりますと教育振興基金が設立される以前の教育関連の4基金の合計額が約7億円前後あったものが、28年度末の教育振興基金の残高は2億4,000万円にまで減少しています。榎の鼻団地造成地区の図書館用地取得を目的に土地開発基金へ投入したことが要因であります。こうした榎の鼻の造成関連や高田南土地区画整理事業への一般会計繰出、街路事業西高田線の事業など大型開発の予算が足かせとなり、住民からの生活関連の要望に十分こたえることができない状態となっています。財政の硬直化が進んでいる実態は、監査委員の意見書の中でも触れられておりました。教育に関しては、基金の減少が社会教育、学校教育への負の影響が今後も懸念がされます。また、生活福祉の分野では、福祉医療費助成は小学生まで拡大したとはいえ、現物給付には至っていません。また放課後児童クラブ、学童保育の整備も大変苦慮していることが垣間見えます。また、公共交通機関利用の補助や公共交通網改善計画も予算的な制約から現段階では対応が限定的なものにとどまっています。地方自治法によりますと地方自治は住民福祉増進のためとされています。しかし本町の場合、大型開発の予算に縛られ住民福祉の増進が難しい状態だと言わざるを得ません。こうした構造を見直す必要があるということは以前から指摘し続けました。平成28年3月議会でも同趣旨の内容を予算議案の討論の中で述べてまいりましたが、今回の決算審査においてもその傾向に変化はなく看過することができません。よって、こうした点の改善を求め討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。  
中村議員。

○2番（中村美穂議員）

私は議案第61号平成28年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の

立場で討論いたします。めぐみ保育園の老朽化に伴う建替工事費用の一部の助成、町中心部及び主要地方道路長崎多良見線の渋滞を緩和するため、長与中央橋を含む都市計画道路西高田線の整備、子供の福祉医療費の助成対象を小学生まで拡大されたことなどがございました。また、町税の収入未済額は前年度比で約800万円減少し、滞納繰越分では前年度比約1,100万円減になっていることは収納強化の成果であると考えられます。今後は扶助費の増加も考えられますが、住民が安心安全な生活を送ることができるよう災害に強いまちづくりにも配慮した行政を進めることを要望し、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

金子議員。

○7番（金子恵議員）

議案第61号平成28年度決算について認定の立場で討論いたします。地方分権社会においては、町が自主的に収入することができる自主財源を確保し、財政基盤の安定を図り、自主性、自立性を持って自らの判断のもとに行政運営を行わなければなりません。そのような中、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、昨年比2.6%悪化しており、そこにさまざまな事情はあれ、依然として財政硬直化が懸念されます。

まず歳入ですが、本町でも取り組み始めた自主財源を確保するための施策の1つであるふるさと納税の実施は、寄附による財源確保ができたことで、わずかながらも子育て支援や教育の充実へと政策展開ができるようになって期待できるものです。また、収納率に関しては、24年度以降4年間で改善されているとの監査委員の意見書を引用すると、記述のとおり各所管の努力の結果と思います。

次に歳出ですが、28年度一般会計は、子育て支援、定住促進、障害者福祉など住民の福祉向上に重点を置き、幸福度日本一のまちづくりのための予算を中心とし計上されていましたが、多額な財源を必要とする課題が山積する財政状況という背景の中において、限られた予算を効率的、効果的に活用し執行されてきました。しかし、その中で扶助費の増加は24年度との比較では7億7,700万円、27年度からの1年間でも2億3,000万円増となっています。今後も税収の伸びに大きな期待ができない中、少子高齢化がさらに進むことで介護費用や医療費の増加は避けられません。国の制度に本町が上乘せしている施策、本町が単独で実施している施策について、時代にふさわしい制度となっているのか。福祉の基本原則からして対象者の範囲は適正となっているか。受益者負担は適正となっているかなどの観点からの施策の総点検を行うことで、税の有効な使い方を今後、進めていただきたいと思います。本町の優先事業である高田南土地区画整理事業の完了が今後の長与町を左右するほどのものであることは否めず、定期的に延長してきたことで、現在の財政を厳しくしていることに不安を払拭するほどの効果

的なものがあるのか、まだ不透明な部分があります。しかし、今後も長期的な長与町のビジョンを明確にし、そこに向け着実な行政運営を要望するとともに、各所管において横の連携、そして総力をもって充実したものにしていただくことを切望し、本決算の認定に賛成といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第61号平成28年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案とおり認定されました。

次にこれから議案第62号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第62号平成28年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり認定されました。

場内の時計で10時55分まで休憩いたします。

（休憩 10時38分～10時55分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず日程第14、議案第63号平成28年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。日程第15、議案第64号平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。日程第16、議案第65号平成28年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。日程第17、議案第66号平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。日程第18、議案第67号平成28年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について。

日程第19、議案第68号平成28年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを一括議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

#### ○9番（西岡克之議員）

それでは、引き続き報告をさせていただきます。

議案第63号平成28年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を御報告させていただきます。審査日は平成29年9月13日、委員全員出席のもと、説明員として中山健康保険部長、志田健康保険課長、その他関係職員の同席のもと審査をいたしました。提案理由の説明では、歳入では調定額49億2,946万740円に対し、収入済額47億866万2,754円、不納欠損額は784万3,688円、収入未済額は2億1,296万4,298円でありました。収入済額は前年度比3.2%の減で、歳出におきましては予算現額48億9,944万2,000円に対し、支出済額47億572万6,207円、不用額は1億9,371万5,793円で、支出済額は前年度比5.3%の減でありました。実質収支額は239万6,000円で、基金繰入額は15万円となっておりますとの説明がありました。

主な質疑といたしまして、28年度保険税が上がったが、どの位見込んで実際どうだったのかという質疑に対し、答弁が6,000万円程見込んでいたが実際は5,600万円位だった。保険税の値上げで支払い困難の方が増えたのではないかという質疑に対し、保険税の収納率は28年度の方が若干向上しているという答弁がありました。また、レセプト点検委託料が減額となった訳はという質疑に対し、これは委託先の変更によるものであるという答弁がなされました。コンビニ収納の推移はどうかという質疑に対し、平成27年度は8,219件、平成28年度は1万587件という答弁がなされました。

主な質疑は以上の通りで、慎重に審査をした結果、賛成多数で原案の通り認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第64号平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を御報告いたします。審査日は平成29年9月13日、委員全員出席のもと、説明員として中山健康保険部長、志田健康保険課長、その他関係職員同席のもと審査をいたしました。提案理由の説明といたしまして、後期高齢者医療保険料は調定額3億6,174万1,800円に対し収入済額3億6,023万2,000円で、不納欠損額は31万9,000円、収入未済額は119万800円他、主な歳入としての繰入金8,222万2,396円で、収入済額の合計は4億4,452万9,598円。前年度比4.0%の増で、歳出の主なものは後期高齢者広域連合納付金4億4,113万5,785円で、予算額4億5,052万4,000円に対し、支出済額4億4,389万3,196円で、不用額は663万804円となっております、支出済額は前年度比4.4%の増、実質収支額は63万6,000円という説明がございました。

主な質疑といたしまして、保険料で特別徴収と普通徴収の割合はどれ位かという質疑



に対し、特別徴収が61.9%、普通徴収が38.1%となっている。保険安定基盤の軽減対象件数はどれ位かという質疑に対し、軽減対象者は2,579名となっているとの答弁がございました。主な質疑は以上の通りでございまして、慎重に審査した結果、賛成多数で原案の通り認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号平成28年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を御報告いたします。審査日は29年9月11日、委員全員出席のもと、説明員として中山健康保険部長、辻田介護保険課長、その他関係職員同席のもと審査をいたしました。提案理由の説明では、保険事業勘定の歳入では、調定額28億7,968万3,401円に対し収入済額28億6,769万4,401円となり、不納決算額は36万5,200円で収入済額は1,162万3,800円。収入済額は前年度比4.1%の増で、歳出の支出総額は24億8,164万8,659円で前年度比0.5%の減。介護サービス事業勘定では歳入合計3,491万4,888円で前年度比7.8%の増、歳出合計は2,206万3,020円で6.6%の増、実質収支額は保険事業勘定で3億8,604万5,000円、介護サービス事業勘定で1,285万1,000円との説明がございました。

主な質疑といたしまして、保険料の滞納について時効は2年だと思いがどのように対応しているのか。過年度分が未納の場合、介護保険利用時の給付制限を行う可能性があり本人に不利益となる可能性があることから、不納欠損以外は引き続き納付のお願いをしているとの答弁がありました。また、介護予防で様々な事業をしているが、成果についてはどう手ごたえを感じているかという質疑に対し、本町に行政視察に来られた方からは、長与町の介護保険事業は進んでいるとの言葉をいただいているとの答弁がなされました。主な質疑は以上の通りで、慎重に審査をした結果、賛成多数で原案の通り認定すべきものと決しました。

議案第66号平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を御報告いたします。審査日は平成29年9月11日、委員全員出席のもと、説明員として、緒方建設産業部長、松邨建設産業部理事、その他関係職員同席のもと審査をいたしました。提案理由の説明といたしまして、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金等で歳入合計7億9,791万7,160円で、収入未済額は4億5,592万6,000円、歳出は県事業委託費6億4,438万3,000円等で歳出合計7億9,258万4,821円、繰越明許による翌年度繰越額は4億5,592万6,000円で、実質収支は533万2,000円、県事業委託による土工事5件、測量試験費10件、移転補償費1件との説明がありました。

主な質疑といたしまして、長与町付近の工事が本特別会計にあるのはなぜかという質疑に対し、長与駅周辺区画整理事業に起因する工事なので同会計で処理したとの答弁がありました。また、PFI導入についてはどうかという質疑に対し、PFIについては導入可能性調査を実施している。その調査結果と実施計画の見直し等を踏まえ、早けれ

ば今年度住民説明会が開催出来るようにしたいとの答弁がありました。また民間活力の可能性は考えられるのかという質疑に対し、所管としては十分可能性があるのではないかと考えていると答弁がされ、また総務費の附帯工事はどんな内容かということで、区画整理事業外の草刈り等維持管理的な工事を行っているとの答弁がなされた。進捗率、27年度から28年度は宅地52.4%が53.5%、56.2%が56.8%と余り進んでいないかどうかという質疑に対し、答弁として工事の内容でも進捗率が違う、山切り等の土工事では宅地、道路の進捗率は伸びないという答弁がありました。主な質疑は以上の通りで慎重に審査をした結果、賛成多数で原案の通り認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第67号平成28年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを御説明いたします。審査日は平成29年9月12日、委員全員出席のもと、説明員として濱水道局長、山口水道課長、その他関係職員同席のもと審査をいたしました。提案理由の説明といたしまして、収益的収入及び支出の収入では、予算額7億8,110万7,000円に対し決算額7億9,765万9,675円で1,655万2,675円の増収。支出では予算額6億8,876万9,000円に対し決算額は6億6,203万1,375円。資本的収入及び支出の収入では、予算額2,141万2,000円に対し決算額は2,853万8,000円で712万6,000円の増収。支出では予算額4億5,246万1,000円に対し決算額は4億3,651万1,452円となり、結果、当年度純利益は1億1,647万3,911円となり、当年度未処分利益剰余金は2億6,788万1,622円となりますとの説明がありました。

主な質疑として、配水管は耐用年数以内に交換をしているのかとの質疑に対し、耐用年数が過ぎても使えるものは使っているとの答弁があり、修繕費が多くなっているのはなぜかとの質疑に、昨年度の大寒波で水道管の破損等が増加した為との答弁があり、地下水と河川の取水状況はどうかという質疑に対し、長与川からは第1、第2浄水場の2か所、地下水は16本のボーリングの内、現在14本を使用しているという答弁がなされ、分岐料が増加している訳はという質疑に対し、ビューテラス北陽台等の増加も一因と考えているとの答弁がありました。主な質疑は以上の通りで、慎重に審査した結果、剰余金の処分については全会一致で可決、決算認定についても全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第68号平成28年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についての件を御報告いたします。審査日は平成29年9月12日、委員全員出席のもと、説明員として濱水道局長、山下下水道課長、その他関係職員同席のもと審査をいたしました。提案理由の説明として、収益的収入及び支出の収入では、予算額10億3,190万5,000円に対し、決算額10億6,159万5,576円で2,969万576円の増収、支出では予算額9億8,618万9,000円に対し、決算額は9億3,236万7,331円、資本的収入及び支出の収入では、予算額1億2,449万2,000円に対し、決算額は1億2,880万7,683円で431万6,683円の増収。支出では予算額4

億3,798万8,000円に対し、決算額は4億478万4,243円。結果、当年度純利益は1億2,014万2,272円となり、当年度未処分利益剰余金は3億4,978万7,191円になりますとの説明がありました。

主な質疑といたしまして、営業費用の不用額について人件費の減が主な要因との説明だったが内容はどうかという質疑に対し、27年度より人員が1名減ったこと、年齢構成が若返ったこと、産休職員が1名いたことが主な要因だという答弁がなされ、水洗化率98.8%とかなり普及しているが今後、残りの水洗化にはどう取り組むのかという質疑に対し、現在125戸187世帯が未水洗化となっている。経済的な理由によるものが多く劇的に改善が進むとは言えないが、利子補給制度の普及やお願い文書の配布等、地道に取り組んでいきたいとの答弁がなされました。主な質疑は以上の通りで、慎重に審査した結果、剰余金の処分については全会一致で可決、決算認定についても全会一致で認定すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

#### ○議長（内村博法議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第63号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第64号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第65号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第66号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第67号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第68号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第63号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野議員。

#### ○14番（河野龍二議員）

ただいま議題となっています議案第63号について、反対の立場から討論いたします。国民健康保険の課題は、加入する世帯や個人の所得が高くないにも関わらず、その負担が生活する上でも大きな負担となっていることが問題だと考えます。本町の国民健康保険特別会計でも分かってる範囲で100万円以下の人数の割合が67%を超え、200万円以下の人数の割合は約9割となります。これでは、払わないのではなく払えない状

況が続いていることだと推測されます。こうした世帯には軽減策がありますが、1年間生活する上で所得が100万円を切ると生活費だけで消費してしまうと考えられます。このような状態が約2億円もの滞納額を作り出していることも推測されます。28年度は保険税の引き上げも行われました。社会保障と保険制度が、その負担の重さに生活さえ切り詰めなければならない状況を作り出しています。こうした状況を打開するには、まずは国の負担を制度開始の状態に戻すことが必要であります。それまでに町の一般会計からの繰入れ等で、加入者が安心して暮らしていける、いつでも住み続けていける、そうした状況を作るべきだと考えます。本決算においてもそうした処置はされておらず、加入者の負担増となっていることから反対討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

議案第63号平成28年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。国民健康保険制度は、自営業者等低所得者が利用する社会保険制度であります。基金残高がない中、年々増加する収入未済額や不納欠損額の増額により毎年の国保会計の逼迫する状態に平成24年度から保険税率の改正が引き上げられ、そして、28年度も税率改正が行われました。その見込額6,000万円に対し、実際収入額は約5,600万円ということでした。収入未済額や不納欠損額の理由として経済困窮、死亡等が挙げられます。この状況を回避すべく、他の自治体では一般会計からの繰入れ等実施してるところも少なくありません。また各部局の滞納徴収嘱託員を一元化した事により事務の合理化が図られ滞納整理システム改修業務の委託により収納推進率のアップに繋がった事は評価するところであります。被保険者への年4回の後発医薬品、ジェネリック医薬品の啓発により利用率が67.8%と増加したことにより、医療費の抑制にも繋がりました。保健事業におきましては、特定健康診査の受診率の目標率は55%に対し45.4%の実績でしたが、訪問指導により各成人病の53.3%の改善に繋がったこと等で重症化予防と医療費抑制にも貢献され、更なる取組を今後も期待するところであります。平成30年度から国保会計が長崎県へ移管することで、29年度のベースで1万円程の減額になるということでした。しかし、これからますます国民健康保険被保険者の増となることから、町の財政状況も厳しい中、住民への負担が加算しないよう、より一層の町民への健康と安定した国民健康保険運営をお願いして、賛成の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これから日程第14、議案第63号平成28年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告の通り、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。

したがって、本案は原案の通り認定されました。

次に、これから議案第64号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野議員。

#### ○14番(河野龍二議員)

議案第64号についても、反対討論を行います。後期高齢者医療特別会計での本町の主な事業は保険料を徴収し、広域連合に納付する事が主な事業であります。私は、この後期高齢者医療の制度上の問題が多くあることから反対するものであります。この制度は75歳以上になれば別枠の保険制度に自動的に加入されることで、医療費が増えれば保険料が当然増える形となります。その為、長崎県の後期高齢者保険料も2年毎に保険料の増加がされている状況にあります。保険料の負担増を防ぐには医療費の抑制であります。具合が悪くても病院に掛かる事をためらってしまう、このような状況が生まれてくる、これが政府のねらいであります。今は高齢者の生活は年金が引き下げられ、一方で医療費の負担は増やされ、更には後期高齢者医療制度の中でも低所得者の軽減策を来年度から廃止、元被扶養者に対する9割軽減を来年度から5割にする等、新たな負担が増える状況にあります。高齢者が安心して暮らしていきたいと願う気持ちを踏みにじる制度と言わざるを得ません。以上の理由から、本決算についても反対といたします。

#### ○議長(内村博法議員)

次に、賛成討論ありませんか。

竹中議員。

#### ○16番(竹中悟議員)

私は議案第64号について、賛成の立場で討論いたします。本町の平成28年度後期高齢者医療保険における被保険者数は4,674名で前年度より206名増加をしております、高齢化社会の今、今後ますます増加の傾向にあります。このような状況の中、決算状況は歳入総額4億4,452万9,598円に対し、歳出総額は4億4,389万3,196円で差引63万6,402円の黒字となっており、健全な財政運営が行われています。また、保険徴収率も前年度を上回る99.58%となっており、徴収における職員の日々の努力が実ったものであると推察します。今後も徴収率向上を期待するところであります。最後に、今後更なる高齢者の皆様が安心して医療が受けられますよう各種事

業を積極的に推進することを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第64号平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって、本案は原案の通り認定されました。

これから議案第65号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

議案第65号についても、反対の討論を行います。介護保険制度も、この間、見直し毎に保険料の値上げがされてきました。それは政府がこの事業に対し25%しか負担をしない会計制度が、高齢化が進みサービスが増えれば自動的に保険料が増えてくるような悪循環の状況になっているからです。その中で、給付費の削減に繋がる制度として総合事業が開始されました。要支援が保険給付から外され、その受け皿は自治会等地域に頼っております。当初の制度の目的から大きく逸脱しているのではないのでしょうか。一方、負担は利用料の2割負担等、高齢者が生活を切り詰め、細々と貯蓄してきた財源にも負担を求める等、これも許されない制度改悪であります。国民健康保険事業も後期高齢者医療事業も、そして、この介護保険事業も社会保障制度であります。社会保障とは国民の生存権を保障するものであります。その事は日本国憲法第25条にも明記してあります。また更に、2項では国の責務が明記してあります。日本政府が憲法を守るなら、国民の生存権を守る立場で十分な社会保障の予算を保障すべきだと考えます。しかし、今の安倍政権の下では国民生活をないがしろにし、社会保障の制度に苦しめられています。私は制度の改善を求め、以上の理由から反対討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私は、議案第65号平成28年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に、賛成の立場で討論いたします。国の制度自体には課題はまだあるかと思いますが、今回は平成28年度長与町の歳入歳出の決算でございます。その中で、平成28年度末の65歳以上の第1号被保険者数は1万169人で昨年度末より約3.8%の増となっており、町民の約4人に1人が65歳以上の高齢者という状況になっております。その中で、平成27年度の改正で医療から介護へ、施設から在宅への方向性が示される中、平成28年度は長与町では在宅医療介護連携推進事業に取り組み、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、小規模多機能、訪問サービス、有料老人ホーム等の介護関係者、保健所、学識経験者、民生委員、コミュニティ、町職員との協議会が2回開催され、高齢者の方々が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることが出来るように取り組まれているところは大変評価できます。今後も研修会、分科会、パンフレット作成も行うというところで期待するところでございます。しかしながら、この協議会で十分に議論がされておられるのかというのは、現在、他にもある多数の委員会や審議会、その中でもどのように意見が反映されているのか、なかなか見えない状況でございます。その中で、またこの委員会がどんな役割を果たすのか、少々懸念するところもございますが、是非、見える化していただき、より良い連携が出来るように要望をいたします。平成28年度事業関係につきましては10月から新しい総合事業へと取り組み、4月から9月までの1次予防や2次予防事業等介護予防事業が、10月以降は一般介護予防事業として整備されております。めだか85、えんじょい貯筋教室、任意事業の脳トレ教室、配食サービス、認知家族リフレッシュの集い等は毎年継続されており、多くの高齢者の方々へ、28年度もたくさんの参加を得たことは評価出来るものであると考えます。今後は長与町の地域の実情に応じた支援が出来る事業を適正に行い、介護給付の執行に努められることを期待し、私の賛成討論とします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

議案第65号平成28年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。介護保険制度は平成12年度から開始され、16年経過をいたしました。第1期は保険料2,930円の5段階区分から開始され、第2期3,660円、第3期5,017円、そして27年度から29年度、第6期は5,661円の9段階区分となり、当初より約倍の保険料負担となっています。28年度末の高齢者の要支援要介護認定者数は1,786人でありました。介護保険の要支援が国の介護事業から市町村に移管されたことにより、各自治体のサービスの格差が生まれ、認定審査の厳しさや保険料の負担増、サービス基準の低下等により、被保険者の利用しづらさも少な

らず影響し、利用者からの不満の声も聞かれていることと思います。国が推進する医療と福祉が連携した地域包括ケアシステムの地域支援事業におきましては、地域包括支援センターを拠点とした総合相談支援事業の取組が行われております。1次予防事業、2次予防事業の健康増進、医療費抑制に繋がる取組は、多くの高齢者が参加し楽しんでおられる姿は大変評価をいたします。第6期介護保険事業計画が29年度で終了します。今後、認知症高齢者の増加も推定されることから、地域包括支援体制の充実や新たな事業の取組等、介護サービスの地域密着型の細やかな取組を第7期事業計画に期待をいたします。最後に、在宅医療と介護連携推進事業は行政、地域、医療、介護、看護、福祉の連携による包括的取組により、高齢者等が住み慣れた場所できめ細やかな一人一人に合った支援体制と連携の充実により、健康で文化的な自分らしく生きていける介護保険制度の構築を求め、賛成討論といたします。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第65号平成28年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって、本案は原案の通り認定されました。

次に、これから議案第66号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野議員。

#### ○14番（河野龍二議員）

議案第66号についても、反対の討論を行います。長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業、特に高田南土地区画整理事業は約30年過ぎたにも関わらず、事業完成の将来が全く見えてこない状況になっています。28年度も委託事業費で約6億4,000万円もの事業費が積み込まれています。しかしながら、道路築造で0.9ポイント、宅地築造ではわずか0.6ポイントの増であります。完成がそれだけしか増えておりません。担当事業課も平成32年度には完成が難しいと言いつつも、いまだに、いつまでに完成するのか目標すら明らかに出来ない状況になっております。事業費にしても完成年度にしても、それぞれの理由があるようですが、多くの財源をつぎ込み町の他の事業に



影響を与えているにも関わらず、事業の方向性すら示せないのは、これまでも指摘したように事業の破綻状況にあるとしか言えません。また、今後の事業解決には道の尾公園付近のPFI事業頼みで、これが頓挫すれば、町財政、関係住民の状況を考えれば、今後の町政運営に大きな影響を与えかねません。これまでも指摘しましたように、事業の凍結、中止も含め検討すべきと考え、反対討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私は、議案第66号平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。高田南土地区画整理事業は昭和58年から事業開始され30年以上経過し、28年度末の進捗状況は道路築造で53.5%、宅地造成で56.8%と今後の進捗状況も見通せない状況であり、本町の財政に大きな影響を与えることは承知しております。その中で、28年度はPFI事業の導入可能性の調査を行い、民間の資金とノウハウを活用して事業年度の短縮に向け取り組んでいるというところは評価できます。また、PFI事業の導入の可能性は高いと発言されたところに大きく期待するところでございます。また、住民の利便性、良好な市街地形成を図る為の都市計画道路築造等都市基盤整備を行い、長与町のまちづくりに寄与しているものとも考えます。また、今後は住民の皆様方にPFI等の経過等も含め、十分に安心して納得出来るような説明をされることを要望いたします。この事業は32年度完了予定ということではございますが、現状ではとても32年度完成は厳しいものと認識しております。その中で、実施計画の見直しを行うということでございましたので、先の一般質問でも述べましたが、事業の縮小ということも考慮していただき実施計画の見直しを行い、財政面も十分に考えた上での早期完成を目指すことを要望し、私の賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

私は、議案第66号平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。高田南土地区画整理事業については昭和59年に都市計画決定をし、既に11回の事業変更をし、施行期間から30年間が経過をしています。該当地区の関係住民の度重なる期間延長に最大の苦痛を強いられている訳であります。事業ベースでは86.5%であります。事業進捗率は道路築造で53.5%、宅地造成で56.8%、執行経費約243億円であります。まさに

長与町の財政を引っ張っているということと言っても過言ではないと思います。このままで推移いたしますと、今後100億円以上の経費が予想され、また完成の目途も立ちません。今回PFIの話が出ていますが、現在まで長与町でのPFIの経験は全くありません。相当なリスクを想定されると思います。現状の担当職員体制では荷が重いと考えられます。当事業につきましては町長も最優先事業と位置付けをされています。町長を中心に専門技術職員、有識者、町外専門コンサルを登用し、一大プロジェクトを立ち上げ、早急な解決を要望し、賛成の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第66号平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって、本案は原案の通り認定されました。

これから、議案第67号の内、剰余金の処分について、討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第67号平成28年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についての内、剰余金の処分についてを採決いたします。

本案の内、剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告の通り決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案の内、剰余金の処分については原案の通り可決されました。

次に、議案第67号の内、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第67号平成28年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についての内、決算認定についてを採決いたします。

本案の内、決算認定に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告の通り決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案の内、決算認定については原案の通り認定されました。

これから、議案第68号の内、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第68号平成28年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についての内、剰余金の処分について採決いたします。

本案の内、剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告の通り決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案の内、剰余金の処分については原案の通り可決されました。

次に、議案第68号の内、決算認定についての討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第68号平成28年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についての内、決算認定について採決いたします。

本案の内、決算認定に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告の通り決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案の内、決算認定については原案の通り認定されました。

次に日程第20、発議第2号道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山口憲一郎議員。

○12番（山口憲一郎議員）

それでは、発議第2号道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書について、提案理由を申し上げます。御承知の通り、長与町における高田南土地区画整理事業や都市計画道路西高田線をはじめとする道路事業におきましては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、現在、補助率のかき上げがなされているところでございますが、この特別措置は平成29年度、今年度までの時限措置となっております。厳しい財政状況の下、道路整備事業は長与町においてもまだまだ必要な事業であり、その財源である国費の減額は、我々議会としても望むものではありません。よって、国に対し、本特別措置による時限措置の延長とその拡充を求める意見書を提出するものであります。なお、議長を除く全議員が御賛同いただき賛成議員になっていただいておりますので、意見書案につきましては朗読を省略させていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（内村博法議員）

お諮りします。

本案については質疑並びに委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は質疑並びに委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議第2号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第20、発議第2号道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書を採決いたします。

本案は原案の通り決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

なお、本意見書の提出については議長に一任願います。

次に日程第21、長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会報告についてを議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。

長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員長。

○11番（喜々津英世議員）

それでは、報告を行います。まず1ページをお開きいただきたいと思います。特別委

員会の基本的事項ということで設置の経緯を書いております。平成29年6月1日、長崎新聞に長与町教委給食米でトラブル、町議反発、発注を変更との2段見出しの記事が、これは2ページの記事を載せておりますけれども掲載をされました。記事は教育長及び副町長、親族が米店を営む議員への取材に基づくものでありましたが、この記事の内容が事実であれば、長与町議会議員政治倫理条例（以下、政治倫理条例という）に抵触する恐れがあり、以下の手続を取ったということで、全員協議会あるいは議会運営委員会等の手続を経て、6月9日本会議において調査特別委員会を設置をいたしました。調査の目的は2つあります。給食米を巡る新聞報道に係る実態把握、2つ目が長与町議会議員政治倫理条例に基づく調査。委員定数、それから調査期間、委員会構成はそこに書かれておる通りであります。省略をさせていただきます。

2ページをお開き下さい。2ページには新聞報道の新聞記事のコピー、それからその中に書かれておることを分かりやすく書いたのが、新聞記事の概要ということで1から5までまとめてございます。次に、2の政治倫理条例に抵触が疑われる新聞記事上の行為ということで、①から④まで出てまいります。これについては後で、それぞれ調査の内容等で具体的に出てまいりますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。5回に渡る特別委員会調査を行いました。最後の6回目は報告書の内容等について皆さんの御意見を聞いて、本日この報告書になった訳であります。その調査の結果でありますけれども、まず、方法として2つの方法を取りました。全議員にそれぞれ調査表をお配りして、どういうふうにか考えるかということを出していただきました。この中では、条例に抵触しないと考える委員が5人ありました。条例に抵触すると考える委員が7人、条例に抵触するか否か判断出来ないとする議員が2人おりました。そして第5回の特別委員会で表決をいたしました。条例に抵触しないと考える委員、浦川委員、岩永委員、吉岡委員、竹中委員の4人でありました。条例に抵触すると考える委員は、安部委員、饗庭委員、安藤委員、金子委員、山口委員、堤委員、河野委員、以上でありました。抵触するか否か判断出来ないとする委員は分部議員の1人でありました。なお、中村美穂委員は当日欠席でありました。委員長は表決に加わっておりません。以上の事から、調査結果として表決結果の通り、西岡議員の行為は政治倫理条例に抵触するとして委員が7人と最多という結果になりました。なお、抵触する政治倫理条例は①②に書いておりますけれども、これは7ページに出てまいりますので、ここでは説明を省かせていただきたいと思っております。そして、調査の成果の2番目に教育委員会の対応の問題点、改善を求める事項についても10ページ、11ページにまとめておりますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に4ページからは調査の経緯ということであります。まず、第1回の特別委員会は29年6月20日に開催をいたしました。ここでは、まず特別委員会設置目的の再確認ということで読ませていただきますが、新聞記事に係る実態把握を通して政治倫理条例に抵触する行為の有無について検証を行うと共に、学校給食を巡る教育委員会の事務等

に問題点があれば、改善の提言を行うことを確認いたしました。そして2番目に、新聞記事及び全員協議会における関係者説明の問題点等の抽出を行いました。問題点等については1から9まで書いてございますけれども、これも後で出てまいります。省略をさせていただきます。3番目に更なる実態把握の為には、町教育委員会、西岡議員に対する聞き取り調査が必要であることを確認いたしました。

次に第2回特別委員会は29年7月3日に開催をいたしました。これは教育委員会関係者の出席を求め、これまでの説明に基づく疑問点等について調査をいたしました。なお、第1回特別委員会で資料請求を決定していた契約書の写し、契約事務フロー図が提出されたので併せて調査を実施いたしました。まず、提出資料は今申し上げました通り、売買契約書写し、それから学校給食米の流れのフロー図がありました。契約書の内容でありますけれども、第1項が契約物品及び規格数量ということで、給食米は県内産のヒノヒカリ米を注文書通り納入をするということが契約物品及び規格数量で書かれております。契約金額、それから発注、これは省略をいたしますけれども、納入の完了というのが次の5ページ第5項に書いております。これは給食担当者の係員の検査に合格した時、完了するというのであります。そして6項が支払請求書の提出、7項が対価の支払期日及び場所、第8項に契約の解除、それぞれ各条項に違反した時は契約を解除が出来る、異議の申し立ては不可ということが書かれております。契約書の有効期間は、契約日から平成30年3月31日までとなっております。学校給食米の流れとしてフロー図で説明がありましたけれども、契約当事者は長与町教育長と西彼杵商工会長が当事者となっております。契約内容、指定業者の通知、これについては教育委員会が各調理場に連絡をするというふうになっております。納入業者の指定、これは商工会が西岡屋、中村米酒店を指定するように書かれておりました。④発注については、各学校及び共同調理場から西岡屋に発注するというふうになっております。⑤納品及び請求であります、長与小のみ中村米酒店、後は全て西岡屋というふうになっております。

主な質疑としてそこに載せておりますけれども、何点か紹介をしたいと思います。中村米酒店が休止され、西岡屋がほぼ全量をまかなっていた期間はどれ位かという問いに対して、独占期間は27年度と28年度。こういう答弁がありました。それから、下から3番目の問いでありますけれども、商工会と1年の契約をしているが6月分を農協に発注したのは契約違反にならないと答弁している。契約違反にならない理由は何かという問いに対しては、1年間の契約は発注量を契約したものではなく、必要に応じて各調理場から発注するという契約で、農協には登録申請もしてもらっており、その分は契約違反ではないと認識しているとの答弁でありました。

次のページをお開きいただきたいと思います。上の方で教育長の議員の影響は無かったかといえば嘘になる発言は、全員協議会では記憶がないとの答弁だったが、そこはどうなったのかという問いには、テープを起こしてみたら帯田次長の発言だったと。そういうことが質疑の中で出されました。

次に第3回特別委員会が29年7月7日に西岡議員の出席を求めて、これまで全員協議会及びこれまでの特別委員会で出た疑問点等について調査を実施いたしました。主な質疑の内容につきましては、お手元の別紙3、第3回特別委員会における主な質疑応答ということで会議録から抜粋したものを載せておりますので、ここでは省略をいたします。なお、答弁の要旨としては1から5まで載せております。これも後でそれぞれ倫理条例関係の段階で出てまいりますので、この段階では省きたいと思っております。

第4回特別委員会、29年8月7日、これは協議事項として(1)に書いております。商工会、JA及び行政関係者からの意見聴取について、お諮りをいたしました。聴取をすべきだという賛成意見は、商工会との契約、商工会の会員及び理事就任問題、商工会職員による営業を休止した業者に対する指定業者への再納入打診等の問題を調査すべきということでありました。これに対して反対の意見は、関係団体を聴取しても商工会内部の問題及び契約の問題等が主になり、政治倫理条例に抵触するか否かの判断材料はないと思われるということでありました。いろいろ賛否が別れましたけれども、表決の結果、意見聴取は実施しないことを決定いたしました。(2)で各委員の意見表明方法について協議をいたしました。これまでの調査を踏まえ、政治倫理条例に抵触するか否かについて各委員の考え方の表明について協議した結果、政治倫理条例に係る調査表に考え方をまとめて提出することを決定いたしました。表決については抵触するという委員が多数で、認定しましたという表決の仕方ではなく、認定する委員が何人、認定しない委員が何人と。そういう表決の仕方に留めるということを確認いたしております。

第5回特別委員会は29年8月25日に開催をいたしました。今までの調査を踏まえ、それぞれ提出された調査票の集計結果等を踏まえて、特別委員会としての最終判断を協議いたしました。その結果につきましては、3ページで説明した通りでありますので省略をいたしますけれども、政治倫理条例に抵触理由ということで、(1)(2)載せております。(1)が政治倫理条例第3条、政治倫理基準は議員が遵守すべき事項を第1号から第7号まで規定しているが、対象となるのは第1号から4号までに抵触するか否かである。まず第1号は、「町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。」となっております。これに対しては、4人の委員が新聞報道されたこと自体が疑惑を持たれたことになり、第1号に抵触するとしておりました。次に第4号ですが、「町の職員の適正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。」というのが条文でありますけれども、8人の委員が家族が経営する米店の納入が減るので困ると抗議した事は事実であり、議員は西岡克之個人としての行為であると繰り返し答弁しているが、抗議によりJA発注分の取り消し、西岡屋(議員を含む)との調整、調整を踏まえてJAへの再発注等町教委の事務を二転三転させた行為は事実であり、第4号に抵触するとしております。第3号は、給食会計は私会計であり対象外としておりましたけれども、2人の委員が抵触するとしております。(2)で第1条の目的

に抵触するとして委員は4人、第2条第2項は議員の責務でありますけれども、3人の委員が抵触するとしておりました。それぞれ条文中、いやしくもその権限または地位による影響力を行使し、あるいはまた、いやしくも特定の個人団体の利益を求めて等の条文中に抵触すると判断したということでありました。

次に8ページ、新聞報道の真偽でありますけれども、まず大きく分けて、教育長の町議の影響が無かったと言えれば嘘になるとの発言につきましては、教育次長の発言であったという説明がなされましたけれども、発言があったことは事実で、町教委側は議員の影響を認めたことになるというふうにしております。2番目が、町議は教育を訪ね親族の米店の納入が減るので困ると抗議と。これについては(1)で町教委側の説明答弁でもこれが明確になりました。西岡議員の答弁につきましては、明確にこれを認めませんでしたけれども、協議の中で、議員は内容確認に行ったと言うが内容確認と納入が減るので困るとの抗議は矛盾するとの質疑に、内容確認の一環でそういう話が出たのかなと答弁をしました。再度確認の質疑にも、確認の中でそういう言葉が出たのかなと推測及び理解していますと答弁しています。明確に発言を否定する、そういう発言をしていないと否定する答弁ではなかったことから、委員長としてそういう発言があったものと認められたものと思うとして他の質疑に移った経緯があります。その他の記事ということで、副町長への面談、副町長から町教育委員会へ調整出来ないか連絡したとの記事も事実であることが立証されました。また(2)でJAへの発注、発注取消、納入月を変更して再発注された記事も事実であると立証されました。

政治倫理上の争点等については、皆さんから提出いただいた調査表から抜粋をしたものであります。西岡議員の議員としてではなく個人の行為との答弁がありましたけれども、これには抵触すると考える委員の内7人が議員としての行為であると判断をしております。教育長は業者と直接会うことはない、議員が来られれば相談に乗ります、だから相談を受けましたと答弁をしている。また、教育委員会側の説明でも西岡議員が来られる等、西岡議員の名前が数多く出てくると。3番目は、議員は365日24時間議員であり、自分の都合で使い分けることは言語道断である。4番目が、個人で行っており条例に触れないと言っているが、町教育委員会側は議員であることを前提に対応している。自覚が足りない。議員は公人である。5番目が、選挙で町民の負託を受け活動する中で行政との関りは全て議員としての役割と考えるのが当然である。町教委側は議員だからこそ面会対応したと説明している。7番目に、議員職は個人と線引き出来ない。線引きするならば個人活動及び営業活動の場合は議員報酬を返還すべきだ。こういう意見がありました。抵触しないと考える委員の内2人がこの問題に触れ、他の委員は言及がありませんでした。個人で役場に行ったつもりでも、議員である以上、今回のように嫌疑が掛けられることもあるのだと思うという意見でありました。2番目が一個人であれ、西岡家の一員であれ、西岡克之氏は議員であることには間違いがない。要は今回の事例が政治倫理条例の何条に抵触するかにあるかと解すべきである。3番目が、議員として



職員の適正な職務の遂行を妨げる、また職権を不正に行使して働き掛けた等の言動は、今日までの教育長の答弁では見受けられないというのが、抵触しないと考える委員の考えであります。判断出来ないとする委員の考えでありますけれども、特別委員会で、この個人であるか議員であるかについては一定の判断はしませんでしたけれども、その判断が示されたことを前提として意見を述べておられました。議員は選挙で住民の負託を受け、議員として報酬を受けている。行政との関りは全て議員としての役割と考えるのは当然であり、行政に対して個人と議員を使い分けることは、税金で報酬を受けているものとして不適切であり、住民の信頼を損ねると。判断出来ないとする委員の考えは、以上のようなものであります。JA発注分は6月、7月に分けられ数量に変わりがないということと政治倫理条例の関係については、そこに書いておる通り抵触すると考える委員の内5人が、ここに書かれておりました。抵触しないと考える委員の内2人が、この問題にも触れておりました。中身は省略をいたします。その他、争点等ということで、これも政治倫理条例に係る調査票から抜き出したものでありますけれども、商工会との契約にも係るJAに発注したことによる議員の抗議問題。これについても、抵触すると考える委員の内5人が言及をしております。それから、抵触しないと考える委員の内4人がこの事にも言及をされております。中身は省略をさせていただきます。2のその他意見についても、これについては政治倫理条例の見直しをすべきだとかそういったものが書かれておりました。省略をさせていただきます。

そして、時計文字の7番目に教育委員会に改善を求める事項についてでありますけれども、これも調査表に書かれたものを抜粋しております。契約書については、地方自治法や長与町財務規則等の適用を受けない契約であるとはいえ、内容に乏しく不備を感じる、内容を精査し問題が起らないような条項で整備する等、検討研究すべきと考えると、同主旨の意見が1人ありました。随意契約とはいえ、納入後業者を変更する前は事前に十分な説明も必要だと考えると。3番目に権力者等からの依頼や抗議等不当な支配があった時は服することなく毅然とした対応が必要である。同種の意見が5件ありました。電話対応だけでなく文書での確認も必要である。それから、業者選定委員会の設置等、今後の契約の在り方についてルール化を進めてほしい。次に6番目に前例踏襲の廃止、職場風土の改革を求めるというものもありました。7番目に商工会指定業者で2年間も納入実績が無い業者をなぜ参入させたのか。この業者は過去に異物混入があったと聞くが契約書第5項の規定に反しており、第8項1号の規定により契約を解除すべきであった。8番目に商工会との契約は、商工会が契約の疑惑隠しに協力していると疑われることになりかねない。他の食材と同様、直接契約にすべきだ。それから、9番目が教育基本法、地教行法、学校教育法及びこれらの法の精神から逸脱した対応があったように思われる。以上であります。

終わりにということでまとめておりますけれども、これは下から3行目にまとめておりますけれども、議会として係る不祥事を二度と起こさない為にも、特別委員会での調

査を踏まえて、条例の見直しを含め、更なる議会改革に努め、議事機関及び監視機関としての役割を果たし、議会基本条例に掲げる執行機関と切磋琢磨する議会の実現を目指さなければならないということで結びをさせていただいております。なお、集計表、それから給食米の流れ、先程言いました質疑応答の内容、それから提出いただいた調査表、これを別紙として添付させていただいております。以上で報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

これで委員長の報告を終わります。

ただいまの報告の通り本特別委員会の調査を終了いたします。

（河野議員より「動議」の発言あり）

河野議員。動議の説明をお願いします。

○14番（河野龍二議員）

ただいま、特別委員会の報告が行われました。私は、この報告に基づいて、議員発議で西岡克之議員に対する議員辞職勧告決議の提出をいたします。

（「賛成」の声あり）

○議長（内村博法議員）

しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま、河野議員から議員辞職勧告決議の動議が提出されました。この動議は2人以上の賛成者がありましたので成立しました。

議員辞職勧告決議を日程に追加し、議題とすることに採決を行いたいと思います。

この採決は起立によって行います。この動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

賛成者が8名です。賛成しない者7名。

賛成多数で議題とすることに可決されました。

場内の時計で1時15分まで休憩いたします。

（休憩 12時13分～13時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず日程第22、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に日程第23、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○議長(内村博法議員)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に追加日程第1、発議第3号西岡克之議員に対する議員辞職勧告決議について、本件については、地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、西岡議員の退場を求めます。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### ○議長(内村博法議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

本案について提案理由の説明を求めます。

河野龍二議員。

#### ○14番(河野龍二議員)

それでは提案理由の説明を行います。

発議第3号西岡克之議員に対する議員辞職勧告決議、上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。平成29年9月25日。

提出者長与町議会議員河野龍二。

賛成者長与町議会議員堤理志。

賛成者長与町議会議員金子恵。

賛成者長与町議会議員安部都。

提案理由としましては、西岡克之議員は給食米の納入にめぐり自身が教育委員会に抗議した行為が、長与町教委給食米トラブル、町議反発、発注を変更の見出しで新聞報道されました。この報道に基づき6月9日の本会議において、長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会、以下特別委員会と言う、設置を決議しました。

新聞報道に係る実態調査及び長与町議会議員政治倫理条例以下、政治倫理条例と言う、

に基づく調査を行いました。特別委員会の調査では、新聞報道で教育長の発言とされていた町議の影響がなかったと言えは嘘になるは、教育次長の発言と説明がありました。他の報道内容は事実であることが立証されました。

西岡議員は、特別委員会の質疑に対し、議員としてではなく個人の行為である。圧力をかけていない。政治倫理条例には抵触しないなど、自らの行為を正当化する趣旨の答弁を繰り返していますが、委員の多くが西岡議員の一連の行為は、政治倫理条例に抵触するとしています。

政治倫理条例第3条第2項では、議員は政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれたときは、自ら疑惑の解明にあたるとともにその責任を明らかにしなければならないと規定していますが、西岡議員は責任を明らかにすることなく今日に至っています。

このことは議会自ら定めた長与町議会基本条例及び政治倫理条例に反し、町民、議会、行政の信頼関係を著しく損なうとともに、議会のコンプライアンスも失墜することになります。議会の信頼回復を図るとともに、議会の秩序を保持するためにも、西岡議員の議員辞職勧告決議を提案するものであります。

以上、西岡克之議員に対する議員辞職勧告決議を読み上げて提案理由としたいと思います。

西岡克之議員に対する議員辞職勧告決議。新聞報道の趣旨は、給食米の納入をめぐる町議が反発し、教育委員会は発注を変更、であった。このことは長与町議会議員政治倫理条例、以下、政治倫理条例と言う、に抵触が疑われる行為である。6月6日に全員協議会を開催し、関係者の説明を受け質疑を行ったが、さらなる疑義の解明が必要とし6月9日の本会議において、長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会、以下特別委員会と言う、の設置議案を賛成多数で可決し設置が決定した。特別委員会の質疑で西岡克之議員は、議員としてではなく個人としての行為である。相手がどう思うかだが圧力はかけていない。大事な通知は電話でなく文書すべきだなど繰り返し答弁し、したがって政治倫理条例には抵触しない、など自らの行為を正当化し、自己弁護に終始する答弁を繰り返している。新聞報道の実態把握は時間をかけて慎重に調査した。教育長の、町議の影響がなかったと言えは嘘になるとの発言は、教育次長の発言である旨の説明があった。町議の影響の問題は、発言者は報道と相違していたが、発言の事実であったことを教育委員会は認めた。その他報道内容も事実であることが立証された。西岡議員が政治倫理条例第1条、目的を十分に理解し、倫理観を保持して活動するならば、家族が経営する米店のために教育委員会に抗議する行為は防げたはずである。同条例第3条第1項は、議員が遵守すべき政治倫理基準を規定している。同条同項第1号は、町民全体の代表として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れがある行為をしないこととしている。

新聞報道されたこと自体がその職務に関して不正の疑惑を持たれた結果である。

同条同項第4号は、町の職員の適正な職務の遂行を妨げまたその職権を不正に行使す

るよう働きかけをしないこと、と規定している。調査の過程で抗議により発注取り消しなど教育委員会の業務を二転三転させている。この行為は、第4号に明確に抵触するものである。同条第2項は、政治倫理に反する事実があると疑惑が持たれたときは、自ら疑惑の解明にあたるとともにその責任を明らかにしなければならないと規定している。この問題にかかわる質疑に対しては答弁は差し控えたいと、真摯な対応とは思えない答弁をしている。地方自治法は、不祥事を起こした議員は、いわゆる政治的責任をどういう方法でとるか、議員自身が決めることを前提に議員辞職勧告決議を規定していない。法的拘束力はないものの、重たい決議であることは理解しているが、新聞報道から3か月経過してもなお、自らの責任を明らかにしていない。かかる不祥事を二度と起こさないためにも、この問題を看過することは、議会に対する町民の期待を裏切り、議会のコンプライアンスも失墜することになる。よって特別委員会での実態調査を踏まえて、長与町議会基本条例及び政治倫理条例に照らし、町民の議会への信頼回復及び議会の秩序を保持するため西岡克之議員の議員辞職を勧告するものである。以上を決議する。平成29年9月25日、長与町議会。以上、提案理由の説明といたします。

○議長（内村博法議員）

これから発議第3号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

この決議書なんですけれども、今言われたように、重たい決議であると思います。そうした場合に、なぜ今の時期なのか。やはり議会の初め方で、委員会に付託するということを考えて十分に議論すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

唐突に出されたという感があるということについては、大変申し訳ないというふうに思っております。この時期になった理由というのは、一つは、特別委員会の報告が本日されるということで、特別委員会の報告が、まだ十分な報告がされてない時期に出すのは不相当だというふうな考えが一つありました。もう一つは、委員会の付託で十分議論すべきだということでありましょうけれども、特別委員会でそれぞれ議員が十分議論してきたことだというふうに思います。あとは皆さんの判断であるかなというふうに思いますので、この場での提案となりました。もう一つ提案時期が遅れたのは、やはり同僚議員を自ら議会が辞職勧告を求めるといのは非常に心苦しいところがあります。そういう意味では非常にこの勧告決議を出すにも、私自身迷いがありました。その迷いが提出時期を遅らせたという形になっておりますので、どうかその辺を十分理解していただき、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

特別委員会の報告が本日ございましたので、その前にするのは不適當というのは理解するところでございますけれども、特別委員会で報告したこと、我々が政治倫理条例に抵触するかどうかということをお話し合ったところで、辞職勧告となるとまたそれ以上の問題かというふうに理解します。その場合に、やはり今日委員会報告を受けたわけでこれは委員会報告として我々がいろんな調査をした結果で出しました。その後、議長がどう対応するかというのを見ていくべきことも必要かと思うんです。だからこそ、なぜこの時期なのか。委員会で一生懸命議論した結果を受けて抵触するというのが賛成多数ではございませんが、多かったという結果だったというふうに理解しております。

その中で、あとは議会体として議長にやはり何かしらの対策をとってもらいたいというふうに思うんですね。最近、先日の請願の取り消しなど、若干議会軽視につながるんじゃないかというふうに考えておりますので、提出するという方の中で、議会にとって重要な案件はやはり順番どおりするべきではないかと思いますが、再度お伺いします。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

饗庭議員が言われる議長としての判断を仰ぐ部分も一つは手段としてあったかというふうに思います。ただ私が思うには、この問題をあまり長期化するのもどうかという判断もありますし、先ほど言いましたように、我々同僚議員をこうした形で決議を上げるというのは、非常に心苦しいという部分があると同時に、我々ができる部分がこういう取り組みではないかと、こういう決議を上げることではないかと、議会の自浄能力といいますかね、自ら律するところをできる部分は、こういう決議を上げることではないかというふうな形で考えて今回決議を上げました。時期については、先ほど言いますようになかなか決議を上げるかどうかというふうな部分に迷いがありました。何度も言いますが、同僚議員をこういう決議で対応するというのに心苦しさもあり、そういう部分で迷いがずっとこの時期になったと。確かに言われるように議長に判断を仰ぐというのもありましたけども、その前の段階で議会の自浄力を発揮するという意味ではこの決議を上げるのが必要ではないかということで、その迷いの中から本日になったというふうな形で御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第3号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

竹中議員。

#### ○16番(竹中悟議員)

私は反対の立場で討論したいと思います。今回の特別委員会では8名と7名と反対、賛成が拮抗してるわけですね。そしてはじめからこの委員会というのは非常に抵触ありきの委員会の進め方というふうに、私はこの30年間の中で初めてこんな乱暴な委員会があったというふうに理解をいたしております。私はこの内容につきましては報告書に書いておりますとおり、このことについては私会計でありますし、議会が介入する問題ではないと。それから双方、本人とそれから教育委員会側も完全に否定をされてるわけです。それと同時に私たち議員がみんなその場に立ち会っていないと。人の言葉で推測して行動するというのはいかななものかと思います。と同時に、これが当然法廷闘争になると私はそんなように思います。そのときに、この法廷闘争で何もなかったということになると、誰が責任を持つんでしょうかと、そういう感覚もあります。そういうのを含めまして反対とします。

#### ○議長(内村博法議員)

次に、賛成討論はありませんか。

安部議員。

#### ○3番(安部都議員)

発議第3号西岡克之議員に対する議員辞職勧告決議に賛成の立場で討論いたします。

今回の事案において長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会が持たれました。そして数回にわたる各議員からの質疑に対し、西岡議員の答弁は、保身擁護の正当化する発言であり、議員としての説明責任を果たしたとは思えませんでした。

教育委員会や副町長への抗議も、個人として行った、分かりません、覚えはない、政治倫理条例に反しないなどの一点張りで全く反省の謙虚さも感じられることはありませんでした。また媒体でも報じられ世間を騒がせた責任は大変重要なことでもあります。教育委員会からの説明に対し、一度は了解しながら一方では納入が減るのは困る。こちらは被害者だ。町教委は説明不足でJA側に発注したのは疑問、などの抗議をしており、本人が言う、内容確認のために会った、との意に反する言動は矛盾をしております。

一般的に議員はいろいろな団体からの要望等に同行したりしますが、それは公共の福祉と町民の利益のための議員活動の一環の正当な行為として行われます。当該議員の個人的利益につながる議員としての抗議がどれほどいろんな方や周りを巻き込むことになったのかの認識が欠如していると思われまます。実際に教育次長の町議の影響がなかった

と言えましょう。そになるという発言を踏まえれば、誰が見ても議員の数回にわたる圧力により、副町長の調整できないかとの教委に連絡したことや教育委員会の発注変更に至った流れは矛盾しないものと思います。なぜなら7月3日の私の教育委員会への質問でも、西岡議員からの抗議がなかったならばJAに発注した米を変更することはなかったのではないかと質問に対し、教委は、西岡議員が言ってこなければ変更することはなかったとの答弁をされており、何の問題も起きることはなかったはずで、このことを踏まえれば、当該議員の数回にわたる抗議が影響を与え町職員の適正な職務遂行を妨げたものとなります。以上のことから当該議員の行った一連の行為は、議員としてあるまじき行為であり疑惑解明にはほど遠く、町民の信頼を揺るがせ、町政全体へのイメージダウンにつながったことから真摯に町民へ謝罪し反省を促す意味でも発議第3号に賛成いたします。追伸ですが、教育委員会の要望として権力者からの依頼や抗議など不当な支配があったときには、服することなく毅然とした対応が必要であり、今後ガイドラインなどを設定し、公平公正な判断をしていただきたく、これからも子供たちのおいしい食の安全には十分に御配慮を願いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

私は、本決議に反対の立場で述べさせていただきたいと思います。まず私は先ほどの動議に対しましては賛成の意思を表明しましたが、本決議には反対です。それは、出された提案、いわゆる動議で出された提案を議論もせず、議論の場に出すこと自体を拒むことが議会として、また議員として適切ではないと考えるからです。開かれた議会を目指す長与町議会としては当然の行動をしたものと思っております。そこを御理解いただいた上で反対意見を述べさせていただきます。まず法的根拠からですが、これは決議書の中の最後の方にも記載されておりますけれども、自治法は辞職勧告決議案を規定しておりません。すなわち、本決議は法律上認められたものではなく、事実上、議会の意思の決定を求めるものだと思っております。しかし議員には提案権がございますので、要件を満たした提出ならば審議する必要があることは否定しません。ですので私は先ほど賛成しております。しかし提出権を盾に何でも提案していいものではございません。その一つがこの辞職勧告決議案と思っております。当該議員が議員として適当かどうかは選挙した住民が判断すべきものと考えております。選挙された議員が、同じく選挙された議員についての適、不適を判断する権限はございません。また、議員の任期は法律で保障されていること、辞職勧告決議案には法的拘束力がないこと、当該議員が辞職勧告決議に反した行動をとった場合は、議会の権威の低下の懸念が上げられます。また今回の件は罰則規定のない倫理条例への抵触が疑われ、多くの議員がそれを認定している状況です。法を犯したのではなく、起訴されたものでもなく、有罪が確定した



不祥事でもないことが言えます。確かに特別委員会での聞き取り調査では、議員による圧力は双方否定するものの、両者の説明には食い違いが多く、特に商工会を経由しての受注には不可解な点が多く残りました。これらのことから、議員はみずからが住民の代表として適、不適のいずれかであるかを判断する必要があると思います。政治的責任をどういう方法でとるかは当該議員本人が決めることであり、議会や同僚議員が決議で強要すべきことではありません。あくまでも自身が決定することだと考えます。さて、せっかくの機会ですのでちょっとお話ししたいんですけど、調査結果では7名の議員が条例に抵触しているという判断をしました。その中、あるいは他の事項に関しましても倫理条例に対しグレーな部分が多かったように感じておりました。いわゆる、長与町政治倫理条例の中にも多少不備があるものではないかと考えております。今後、議会運営委員会を中心に行われると思うんですけども、政治倫理条例の不備を見直し、さらなる良い条例を作っていくように望んで反対討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論はありませんか。

金子議員。

○7番（金子恵議員）

発議第3号、西岡克之議員に対する議員辞職勧告決議について賛成の立場で討論いたします。本年6月1日に学校給食米に関する新聞報道がなされた件に対し、長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会が設置されました。その中で、教育委員会、西岡議員への質疑を行い、実態把握に努め、その議員の行為が倫理条例に基づき行為規範から外れていないかの調査を中心に行いました。

この特別委員会は、調査のみの委員会であり最終的には倫理条例に抵触するか否かの各議員の判断と、それに基づく調査票の提出、委員長報告により終了いたしました。6回に及ぶ委員会の中で、私個人としては実態の把握がなされたとは思えず、さらなる調査を希望しましたがかないませんでした。抵触するとした議員の考え方は、政治倫理条例3条3号の町の請負契約にはあたらないが、1号、4号に抵触するのではないかと意見が多く、その内容は、農協に発注されていた6月分の取り消しを教育委員会に行わせるなど、その抗議行動こそが今回の報道の発端であり、結果、町教委の業務を二転三転させるきっかけになっていること。また、議員という立場、職責を不正に行っていないこととされている部分に違反するのではないかと考えます。

しかし、西岡議員は個人であることを主張し、被害者であるという答弁も行っており、反省するでもなく現在に至っています。抵触しないとした意見の中にも、個人で出向いても議員である以上、今回のように嫌疑がかけられることもあるのだと思うとあるように、議員である以上、議員として見られることは至極当然であり、自身の都合で決めることはできないと考えます。その点をとっても議員、公人としての意識の欠如は著しいと思います。私たち議員は善良なる町民による選挙により選ばれた代表であり、公人で

す。365日24時間、常にそのことを自覚するとともに、その負託にこたえるべく懸命の努力をし、先導者、リーダーとなるべきものです。しかし、議員の行為は負託に答えるどころか、私利私欲に走った行為としか言いようがないように感じます。今回問われている議員政治倫理条例の目的は、地方政治の不正腐敗を防止しクリーンにすることにあります。言いかえれば住民の代表者たる公職者がその権限や地位を利用して、自己または特定の者の利益を図ることのないようにするための条例です。条例の適用対象は、議員のみならず首長、副首長、教育長とするのが通例です。これらの公職者は広範な政治的裁量権を持ち、ゆえに政治倫理が厳しく問われなければなりません。このことから当該議員は条例を理解し遵守すべきであることをいま一度考えるべきです。これはすべてに対するけじめです。抗議行動がなければ何もなかったという教育委員会の答弁にあるように、その行為からこの様な事態になったこと、それは政治結社の街宣活動にまで至りました。住民の不安を生み、信頼を損ねたことへの謝罪は当然であると考えます。提出された今回の決議案には法的拘束力がないこと、また、住民に選ばれた議員に議員自らが辞職勧告を突きつけることはふさわしくないとする見解など、さまざまな考え方があることも理解しております。今回の決議案により当該議員に猛省を促し、また、今後長与町議会議員活動の中での再発防止の一つとして、住民に信頼される議会にするため、そして当該議員のみではなく議会全体で再考する、律する機会としていくべきものと考え、賛成といたします。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

堤議員。

#### ○13番（堤理志議員）

発議第3号西岡克之議員に対する議員辞職勧告決議に賛成の立場から討論を行います。長崎新聞が報じた長与町の小中学校給食米をめぐる報道を受けた本年6月6日の議員全員協議会での教育委員会の説明によると、西岡議員が経営の一端を担っている西岡屋が学校給食米を半ば独占的に受注していること及び今後長与町産の米飯を一部活用する方針を教育委員会が立てたことに鑑み、給食強化月間は別の業者を参入させたい意向を西岡屋に早い段階で伝達していたということでありました。

給食米納入契約書によれば、給食米契約は10キログラムあたり単価を定めたものであり、年間数量、年間受注についての確約を取り決めたものではないため、他の業者が参入しても契約違反には該当しないものと考えます。西岡議員は教育委員会の方針を了承したものの、後日役場を訪問し1年間分の米を確保しているので困るという旨の発言をしております。こうした経緯があり給食強化月間は、西岡屋への発注は停止されるはずであったものが、数量の変化こそあれ継続されることになりました。

西岡議員は、教育委員会や副町長との接触について個人としての行動であったと釈明

をしております。一方教育委員会側は、議員が何も言ってこなければ方針どおり進む予定であった旨の発言をしており、町議会議員からの接触であったからこそ面会し対応したとの認識を示しました。

新聞報道では、教育長が町議の影響がなかったと言えようそになると説明したとする部分は特別委員会での調査により、教育委員会幹部の発言でありました。教育長の発言でなかったとしても、そもそも教育委員会事務局の幹部が町議からの要求であったと受け取る言動がなされた点は、この問題の本質を見る重要なポイントであります。議員政治倫理条例に関する特別委員会の調査では、これら客観的事実の積み上げがなされました。こうした事実から、当該議員の一連の行為は議員政治倫理条例に抵触すると言わざるを得ません。圧力の有無については客観的事実及び社会通念上、社会的常識に照らして明らかであります。

そもそも議員政治倫理条例は、圧力があつたかなかつたか、その有無を判定基準にはしておりません。議員政治倫理条例は、疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。働きかけをしないこと、とあるわけです。議員政治倫理条例は、自己の利益を図り公正民主的な町政発展を阻害し、町民の利益確保を損なってはならないこと。そして議員としての立場を利用し、町職員の適正な職務遂行を妨げてはならないということを規定しております。当該議員は、議員としての行為ではなく個人としての行為であったと発言し、一度として反省の意思を示すことはありませんでした。当該議員に対し、議会が責任を問う手段は辞職勧告しかありません。辞職を強制する手続ではありません。あくまでも勧告するという内容であります。町議は有権者から選ばれた公人であります。それこそ一個人ではないんです。だからこそ、このような問題が起きないように行動する必要がありますし、反省する必要があります。そのことを議員政治倫理条例を議員そして議会自らが策定し各議員に義務づけています。この決議を採択し本人に反省を促すとともに、圧力や介入のない長与町政をつくるために、議員各位にこの決議への賛同を私からもお願いし討論といたします。以上です。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

喜々津議員。

#### ○11番（喜々津英世議員）

私も発議第3号西岡克之議員に対する議員辞職勧告決議に賛成の立場で討論をいたします。もう先ほどから賛成討論の中で縷々出てまいりましたので、なるべく重複しないようにしたいと思いますが、今回の行為は政治倫理条例第3条の第1号、第4号に抵触することは特別委員会の調査でも明らかになっております。特別委員会の調査でも8人の委員が、この行為は抵触するというふうに述べております。西岡議員は特別委員会の調査において、先ほどから出ておりますけれども、議員としてではなく個人として訪問

したんだ、訪れたんだと繰り返し答弁をしておりますけれども、これは個人の行為なので政治倫理条例には抵触しないんだという理論構成になっておりますけれども、私は思い違いも甚だしいというふうに感じております。

我々議員は、税金で報酬を得ている身であります。私の欲望は抑えて、公のために尽くすというのが議員の使命であると思います。議員を志した時点でそれだけの覚悟を持たなければならないと思います。選挙で選ばれた議員は公人であり、今回のような行政の事務に係る問題で、議員と個人を使い分けること自体が政治倫理の基本認識、倫理観が欠如していると言わざるを得ません。政治倫理条例第3条第2項は、議員は政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないと規定しています。この件について特別委員会の中で西岡議員に質問をしましたが、まだ、よくこの文言がのみ込めていないので何とも答弁のしようがございません。答弁は差し控えたいと思います、との答弁でした。自身の政治倫理条例問題で特別委員会に呼ばれ、説明を求められること分かっているからこの答弁であります。政治倫理条例を全く理解していないと言わざるを得ません。議員に不祥事があったときの責任のとり方は、先ほど多くの議員から地方自治法の問題等を例に出されてありました。これも十分理解をしておりますけれども、西岡議員は全員協議会において、例えば、今回の報道により皆様に御心配、御迷惑をおかけしたことを遺憾に思っています。また、特別委員会では、委員の皆様におかれましては、お時間を使い特別委員会の調査、研究大変御苦勞様ですと説明をされました。まるで他人事のような発言でありました。自らの行為に対する反省は全く感じられない。自らの責任を明らかにするものでもありませんでした。西岡議員は給食米問題を教育委員会の責任にすりかえ、自らの行為を正当化する発言を繰り返しています。本町は自他ともに認める教育の町であります。町の将来を担う子供たちの給食米をめぐる不祥事は決して看過することはできないと思います。特別委員会は調査が主目的であり、調査報告で終了いたします。私どもが定めた政治倫理条例は罰則規定もありません。したがって、西岡議員が自らの責任を明らかにしないのであれば、今日まで築き上げてきた議会の信頼回復あるいは議会の秩序を守るため、議員辞職勧告もやむを得ないものと判断をいたしました。議員各位の賛同を期待し賛成討論といたします。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから追加日程第1、発議第3号西岡克之議員に対する議員辞職勧告決議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

起立少数。

したがって、本案は否決されました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### ○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて会議を再開します。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決されました案件につきまして、字句数字、その他、軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

閉会にあたり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

皆さんどうもお疲れさまでございました。閉会をさせていただくんですけども、その前に先週、日本列島を横断いたしました台風18号、国内に大きな被害をもたらしたわけでございます。幸いにいたしまして本町では被害の報告はあつておりませんが、被災された皆さん方には心よりお見舞いを申し上げたいと思つております。また、国会では衆議院を解散するというようなことで、今、進んでおるようでございますけども、来月総選挙の予定との報道もなされております。我が国では緊迫した北朝鮮の核問題、あるいは憲法改正、教育や社会保障制度の見直しなど多くの問題を抱えております。この後の動きが注視されるところでございます。

それでは閉会に当たりまして一言御あいさつをさせていただきます。去る9月5日に開会をしていただきました平成28年第3回定例会も本日閉会となつたわけでございます。本定例会では平成28年度の各会計歳入歳出決算認定をはじめ提案いたしました各議案につきましても、御審議をいただいたわけでございますけれども、本当に長い期間、慎重に御審議を賜り、本日それぞれの案件につきまして御決定をいただきました。心から御礼と感謝を申し上げる次第でございます。また11名の議員さんから今回一般質問をいただきました。町政の発展の立場から御指摘、御指導を賜りました。心から感謝を申し上げます。皆さま方の御指導、御提案、また御指摘につきましては真摯に取り組んでまいりたいと思つております。今後とも我が長与町が幸福度日本一の町となることを

目標に、職員ともども全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方の御指導、御協力のほどよろしくお願い申し上げたいと思っております。

いよいよ季節は秋を迎えるわけでございます。スポーツに文化にこれから行事も多くなつてまいりますけれども、皆さま方におかれましても御参加、御協力をいただきますことと思います。どうか御高配を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、閉会にあたりましての私のあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これで平成29年第3回長与町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（閉会 13時57分）